規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、計算証明規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年七月七日

会計検査院長　西村　正紀

計算証明規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

（計算証明規則の一部改正）

第一条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「又は児童手当」を「又は児童手当及び子ども手当」に、「児童手当支払証明書」を「児童手当及び子ども手当支払証明書」に改める。

書式中「児童手当支払証明書」を「児童手当及び子ども手当支払証明書」に改める。

第五号の二書式参考1中「給与及び児童手当」を「給与、児童手当及び子ども手当」に改める。

第五号の三書式を次のように改める。

第五号の三書式（第三十九条関係）

児童手当及び子ども手当支払証明書

（　　年　　月支給分）

科目	支給額	備考
児童手当	円	
子ども手当		
合計		

上記支給額のうち、児童手当については何某ほか何名に、子ども手当については何某ほか何名に支払ったことを証明する。

年　月　日　職　官　氏　名　印

第九号書式の参考6を削り、参考7を参考6とし、参考8を参考7とし、参考9を参考8とする。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部改正）

第二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「利用に係る電子計算機」の下に「又は国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）第十条の六に規定する財務大臣の使用に係る電子計算機」を加える。

第十二条中「及び第三十条」を「、第三十条及び第六十四条第三項」に改める。

第十七条の表計算証明規則の規定欄中

第一号書式参考2を除く。）、第一号の二書式、第二号書式、第二号の二書式、第三号書式、第三号の二書式、第三号の三書式、第四号書式、第五号書式、第五号の二書式、第六号書式、第六号の二書式、第七号書式、第八号書式、第九号書式	第一号書式（債権管理表参考2を除く。）、第一号の二書式、第二号書式、第二号の二書式、第三号書式、第三号の二書式、第三号の三書式、第四号書式、第五号書式、第五号の二書式、第六号書式、第六号の二書式、第七号書式、第八号書式、第九号書式

を

第一号書式（債権管理表参考2を除く。）、第一号の二書式、第二号書式、第二号の二書式、第三号書式、第三号の二書式、第三号の三書式、第四号書式、第五号書式、第五号の二書式、第六号書式、第六号の二書式、第七号書式、第八号書式、第九号書式	第一号書式（債権管理表参考2を除く。）、第一号の二書式、第二号書式、第二号の二書式、第三号書式、第三号の二書式、第三号の三書式、第四号書式、第五号書式、第五号の二書式、第六号書式、第六号の二書式、第七号書式、第八号書式、第九号書式

に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の計算証明規則の規定（第九号書式参考を除く。）は、平成二十二年六月分以降の計算証明について適用する。

3　この規則による改正後の計算証明規則第九号書式参考及び電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の規定は、平成二十一年度分以降の計算証明について適用する。

告　示

○総務省告示第二百六十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第十七号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の固定資産税から適用する。

平成二十二年七月七日

総務大臣　原口　一博

第一号2中

「（　13）	東武ガス株式会社	」を
「（　13）	東彩ガス株式会社	」に

改める。